

平成25年3月21日

本部内各部課（所、隊）長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察広報センターの運営について

茨城県警察広報センター（以下「広報センター」という。）の運営については、茨城県警察広報センターの設置について（平成11年3月16日付け通達甲総第96号。以下「旧通達」という。）により運営しているところであるが、広報に関する事務が警務部総務課から警務部県民安心センターに移管されることから、旧通達の内容を見直し、平成25年4月1日から下記によることとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成25年3月31日限り、廃止する。

記

1 広報センターにおける活動

広報センターにおいては、次の活動を行う。

- (1) 警察活動に関する広報及び資料の展示
- (2) 映像による警察活動の紹介と説明
- (3) その他広報活動上必要と認められる活動

2 広報センターの開館日及び開館時間

- (1) 開館日は、茨城県の休日を定める条例（平成元年県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日とする。
- (2) 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 警務部県民安心センター長（以下「県民安心センター長」という。）は、機器の点検その他特別の理由があるときは、前記(1)及び(2)にかかわらず、開館日及び開館時間を変更することができる。

3 広報センターの活用等

- (1) 各所属長は、県民安心センター長と協議の上、広報センターにおいて、主管事務に係る広報活動を積極的に行うこと。

- (2) 各所属長は、広報センターにおける広報活動に適すると認める資料を作成したときは、その都度、県民安心センター長に送付すること。
- (3) 県民安心センター長は、広報センターにおける広報活動の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係所属長に対し、職員の派遣その他の協力を求めること。